

## 千葉県自然環境保育認証制度実施要綱（素案）

### 1. 目的等

#### (1) 名称について

千葉県自然環境保育認証制度

（事務局より）

当初、事務局では「自然活用保育」という案を考えましたが、富田座長にも御意見を伺い、以下の理由により「自然環境保育」という仮の名称としました。

- ・保育所保育指針、幼稚園教育要領等の総則の根本において、幼児期の教育・保育は「環境を通して行う」とされており、教育環境の重要性が示唆されている。
- ・幼児教育・保育は、子どもが主役であることが大前提であるところ、「活用」という言葉は、大人側からの意図的な指導や準備をイメージさせるため、馴染まないと思われる。
- ・SDGsでも環境は重要なファクターとなっており、それを生かす教育が重要な役割を果たすと期待されている。世界では、環境を通して行う教育は「環境教育」と称されている。

ほかに適当な名称があれば、ぜひ御教授ください。

また、広島県が「認証」、長野県が「認定」というワードを使用しています。

調べた限りでは、行政用語として明確な区別はないようでした。

感覚的などころではありますが、「認証」の方が柔らかい印象ではないかと考え、広島県の「認証」に合わせました。

#### (2) 認証制度の目的

県内で自然環境保育を行っている施設、団体（以下「団体等」という。）を県が認証し、その活動を支援することにより、千葉県における自然環境保育の取組を促進するとともに、次に掲げる事項の推進を図り、もって子どもが自然との関わりを通じて心身ともに健やかに育つ環境づくりを行う。

- ① 持続可能な社会の実現の基礎となる、子どもの自然に対する親しみの感情や肯定的な態度の育み
- ② 保育者及び保護者の自然環境保育に対する親しみの意識の醸成
- ③ 自然環境保育の社会的認知及び信頼性の向上
- ④ 自然環境保育の安全性の向上

（事務局より）

(1) この認証制度の最終的な目的（メインの目的）は、子どもが自然との関わりを通じて心身ともに健やかに育つ環境づくりであることを明記しました。

従たる目的（サブの目的）は、①から④まで次に掲げる事項として記載しております。

(2) 県が認証団体を PR することにより、保護者が自分の子どもの預け先として自然を積極的に取り入れて保育を行っている団体等であるかどうかの選択の一助となることや、子育て世代の移住定住の促進が図られ地域の活性化につながる、といったことについては、主要な目的ではない（どちらかという認証制度の創設により期待できる効果）と考え、要綱には記載せず、県ホームページやパンフレット等に記載することを考えています。

(3) その他認証制度の目的として明記した方が良いと思われる事項があれば御教示ください。

(事務局より)

3頁の2. 定義にも関連しますが、「自然」の範囲、「自然環境保育」の範囲がわかりづらいというご意見を頂戴しています。

- (1) この要綱にいう自然環境保育とは具体的にはこのような活動が含まれます、といった説明書のようなものを 10/24 の第2回検討会議までに別途作成し、委員の皆様の御意見を伺いたいと考えております（森や里山での天然の自然環境での活動のほか、近隣の公園で虫を探したり、施設のベランダでプランターを利用して植物を育てること等）。
- (2) その他、自然環境保育の実践により、子どもが主体的に学びや気づきを積み重ねていけるように支援したい能力、感覚（自己肯定感や協調性、最後までやり抜く力等）についても、併せて作成し、委員の皆様の御意見を伺います。
- (3) (1)(2)の説明書のようなものは、要綱の一部ではなく、県HPやパンフレット等に記載することを考えています。

(参考)

#### 第1条（目的）

「ひろしま自然保育認証制度」は、県内において、就学前の子供に対する教育、保育又はこれに類する子育て支援等（以下「保育等」という。）を行う団体であって、この要領に定める基準を満たすと認められる団体を認証することにより、次の各号に掲げる事項の推進を図ることを目的とする。

- (1) 広島県の豊かな自然環境や地域資源を活用した自然体験活動の推進を通じた、子供たちが心身ともに健やかに育つ環境の充実
- (2) 自然保育を実施する団体に対する安心感や社会的な認知の向上を通じた、保育環境の多様化と、ファミリーフレンドリーな広島県づくり
- (3) 自然体験活動や自然保育に関する学び合いや交流の支援を通じた、教育・保育施設等における自然体験活動や自然保育の充実

#### 第1 信州型自然保育認定制度の目的

信州型自然保育認定制度は、保育等（保育及び幼児教育をいう。以下同じ）を行う者が実践する自然保育を信州型自然保育の基本理念に基づいて県が認定し、その認定を受けた者の学び合いと交流活動を支援することにより、自然保育の社会的な認知及び信頼性の向上を図り、もって「子育て先進県ながの」の実現を目指すことを目的とする。

#### 第3 信州型自然保育の基本理念

信州型自然保育は、保育等に自然保育を積極的に取り入れることにより、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成するとともに、子どもが本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことを旨として行うものとする。

(事務局より)

このたたき台については、おおむね広島県の要領に合わせています。（広島県の認証制度実施要領は長野県の認定制度実施要綱を参考に作成したと聞いております。）

それぞれの項目ごとに、一番下のところの四角で囲った枠の上段に広島県の制度、下段に長野県の制度を対応させるように記載しています。

## 2. 定義

### (1) 自然環境保育とは

保育者による個々の子どもの状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと、千葉県の豊かな自然環境や地域資源と関わる自然体験活動を通して、子どもの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等

(事務局より) 1頁の一番下の事務局コメントご参照ください。

### (2) 保育者とは

保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の資格を有し、保育等に従事する者。また、団体等に登録し、保育等に従事する者。

(事務局より)

保育者は、子どもの命を守り・育てることを使命としているところ、有資格者が基本と考えられます。

一方で、自主保育（共同保育）として自然環境保育に取り組んでいる団体などでは、無資格の保護者等が無償で活動に従事しているという実態があり、国が子ども・子育て支援制度で認めた「多様な集団活動の利用支援事業」においても、市町村が認める誓約書等の書類によって確認できた保育者については、資格の有無等に関わらず、配置基準上の従事者として認められています。

5～6ページ「3. 申請者の要件」において、団体等が幼児教育・保育の無償化の対象となっていない場合は、利用者に「多様な集団活動の利用支援事業」の対象となっている子どもがいることを要件として認証制度の対象としたいと考えており、当該事業で認められる従事者と整合を取るため、このような案としました。

登録については、申請書添付書類の中で名簿を作成し、提出してもらう予定です。

### (3) 保育等とは

就学前の子どもに対する教育、保育又はこれに類する子育て支援等

### (4) 自然体験活動とは

保育者の適切な環境づくりや支援のもと、自然環境や地域資源との関わりの中で、子どもが好奇心や探究心をもって行う主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動

### (5) 地域資源とは

自然体験活動において子どもが経験することができる各地域の伝統的な行事や文化活動及び農業、林業などの作業等又はそれら作業等の機会を提供し、指導する人材

(事務局より)

自然体験活動に含める「地域資源」の例も1頁の一番下の事務局コメントにある「具体的な活動」に例示します。

伝統的な行事については、保育指針、幼稚園教育要領にも記載があり、古来から地域に伝承されている芸能（神楽等）や行事（お祭り等）の多くが自然と深くかかわっていることから、自然体験活動に含めているものです。

文化活動については、日本語（地方の方言）、日本の生活様式（畳の生活）や食文化（日本食や箸を用いるの食事の習慣）など広範囲にわたる日本人としての生き方や生活が文化と考え、郷土料理づくり等が該当するものと考えます。

## 第2条（定義）

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### （1）自然体験活動

保育者の適切な環境づくりや支援のもと、自然環境や地域資源を活用しながら、子供たちが好奇心や探究心をもって行う主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動

### （2）自然保育

保育者による個々の子供の状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと、さまざまな自然体験活動を通して、子供たちの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等

### （3）地域資源

ア 自然体験活動や自然保育において子供が体験できる、各地域の伝統芸能や文化活動、及び農業や林業などの作業等

イ アの機会を提供し、指導する人材

### （4）保育者

保育士、幼稚園教諭等の資格の有無及び常勤、非常勤にかかわらず、保育等に従事する者

## 第2条（定義）

この制度において「保育者」とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の資格の有無及び常勤、非常勤にかかわらず、保育等に従事する者をいう。

2 この制度において「自然保育」とは、豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用した様々な体験活動によって、子どもの感覚が豊かに刺激され、子どもの主体性、創造性、社会性、協調性等が生まれ、心身ともに健康的に成長することを目指した保育等をいう。

3 この制度において「地域資源」とは、自然保育において子どもが体験できる、各地域の伝統芸能や文化活動、農業や林業などの作業等と、それらの機会を提供し、指導してくれる人材をいう。

### 3. 申請者の要件

- (1) 県内において継続的に自然環境保育を行っている団体等であって、別表1に定める申請要件を満たしているもの
- (2) 前項の団体等は、法人格を有していることを要しない。

(事務局より)

すでに自然環境保育に継続的に取り組んでいる団体等を認証対象とすることとし、これから自然環境保育に取り組む団体等は認証対象外としています。

#### 第3条（認証の申請ができる者）

県内において継続的に自然保育を行っている団体であって、別表1に定める申請要件を満たすものとする。

- 2 前項の団体の設置者は、法人格を有していることを要しない。

#### 第4（認定の申請）

信州型自然保育の認定を受けようとする者は、知事に申請して、その審査を受けなければならない。

#### 第5（認定の申請をすることのできる者）

信州型自然保育の認定の申請をすることのできる者は、県内において継続的に保育等を行っている園とし、別表1に定める申請要件を満たしていることを要するものとする。

- 2 前項の園の設置者は、法人格を有していることを要しない。

## (別表1) 申請者の要件

- 1 団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合にあってはその役員等（児童福祉法第34条の15第3項第4号ニにある「役員等」に同じ。）が、児童福祉法第35条第5項第5号第4号に該当しないこと並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から申請日時点において5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- 2 認証団体等が、○条の規定によりその認証を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前の1年間の間に、当該認証された団体等の設置者、代表者、管理者又は役員等であった者で、その取消の日から起算して5年を経過しない者に該当しないこと
- 3 団体等の活動が、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とするものとしていないこと並びに特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。

（事務局より）特定非営利活動促進法の「特定非営利活動法人（NPO法人）」の規定を準用した記載としました。

- 4 保育者のうち、有資格者（保育士資格又は幼稚園教諭の免許を有する者をいう。）にあっては、申請日以前の2年間に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により教育職員免許状が失効した者若しくは同法第11条の規定により教育職員免許状を取り上げられた者又は児童福祉法第18条の19の規定により保育士の登録を取り消された者でないこと。
- 5 暴力団員等が団体等の活動を支配していないこと。
- 6 団体等の代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。

（事務局より）

認証申請を行う者については、個人事業主も含めることとしていますが、その運営については合議体であること（個人事業主の独断による運営ではないこと）を求めることとしています。

- 7 団体等において適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の決算関係書類（財務諸表又は収支計算書及び事業報告書）が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。
- 8 団体等が保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。
- 9 団体等が幼児教育・保育の無償化の対象となっていない場合、当該団体等を利用している子どものうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第4号に規定する「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」における「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」の対象となっている子どもがいること

(事務局より)

幼児教育・保育の無償化の対象となっていない団体等について、一定の客観的基準を設けた方が良く考え、多様な集団活動事業の利用支援事業の対象となっている子どもがいるかどうかを定めることとしています。

(当該団体に通所している子どものうち 1 人だけでも、その子どもが在住する市町村から利用支援事業の対象とされ、保護者に 20,000 円が支給されていればこの要件は満たしますが、通所している子ども全員が、それぞれ在住している市町村から多様な集団活動事業の利用支援事業の支給を受けていない場合は、この要件に該当しないこととなります。)

なお、当該事業では、「建物がない場合には、活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。」が基準とされています。

今日の日本の気候変動等から見ても、雨風がしのげて、災害等の危険から身を守る何らかの拠点が必要と考えられますので、審査の際に確認することとします。

\* 広島県

別表 1 (第 3 条関係)

申請要件
1 団体の設置者（設置者が法人の場合にあっては、その代表者）及び保育者
① ひろしま自然保育認証制度により認証された団体が、認証を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前の 1 年間の間に、当該認証団体の代表者であったもので、その取消の日から申請日時点において 5 年間を経過していない者でないこと。
② 保育者のうち、有資格者（保育士資格又は幼稚園教諭の免許を有する者をいう。）にあっては、申請日以前の 2 年間に、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 10 条の規定により教育職員免許状が失効した者若しくは同法第 11 条の規定により教育職員免許状を取り上げられた者、又は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 19 の規定により保育士の登録を取り消された者でないこと。
③ 申請日以前の 5 年間に、教育、保育その他社会福祉に関する法令等で定める規定により罰金以上の刑に処せられた者でないこと。
④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から申請日時点において 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
2 ひろしま自然保育認証制度実施要領第 10 条の規定により認証を取り消され、その取消の日から申請日時点において 5 年を経過していない者でないこと。
3 申請日以前の 5 年間に、教育、保育その他社会福祉に関する法令等に違反して刑事罰、行政処分を受けていないこと。
4 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていないこと。
5 暴力団員等がその活動を支配していないこと。
6 団体代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。
7 適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。
8 団体の設立の日及び保育等を開始した日から 2 年以上経過していること。かつ、申請日以前の 2 年間に連続して 6 か月以上の休業期間がないこと。

\* 長野県

(別表 1) 信州型自然保育認定制度 申請要件 (実施要綱 第 5 関連)

- 1 申請日時点において、県内で継続的に保育等を行うことのできる運営体制を持つ園であること。
- 2 申請日以前の 5 年間に、設置者、その代表者、園、その代表者、保育等の責任者及び保育者が福祉や教育関係の法令等に違反して刑事罰や行政処分を受けていないこと。
- 3 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていないこと。
- 4 園代表者、保育等の責任者及び保育者が、以下に該当しない者であること。
  - ① 申請日以前の 2 年間に、別表 1-1 の児童福祉法第 18 条の 19 の規定により、保育士の登録を取り消された者。
  - ② 申請日以前の 2 年間に、別表 1-2 の教育職員免許法第 10 条の規定により、教育職員免許状が失効した者、又は別表 1-3 の同法第 11 条の規定により、教育職員免許状を取り上げられた者。

(別表 1-1)

児童福祉法  
第 18 条の 19

都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- ① 第 18 条の 5 各号（第 4 号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合。
- ② 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合。

(別表 1-2)

教育職員免許法  
第 10 条

免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- ① 第 5 条第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 7 号に該当するに至ったとき。
- ② 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。
- ③ 公立学校の教員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であって同法第 28 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

(別表 1-3)

教育職員免許法  
第 11 条

国立学校又は私立学校の教員が、前条第 1 項第 2 号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- 2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。
  - ① 国立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第 29 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であって、前条第 1 項第 3 号に規定する者の場合における同法第 28 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
  - ② 地方公務員法第 29 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であって、前条第 1 項第 3 号に規定する者の場合における同法第 28 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。
- 3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。
- 4 前 3 項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。
- 5 前条第 2 項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。 \_



#### 4. 認証区分及び認証基準

##### (1) 認証区分

知事が行う認証については、以下の区分により行うものとする。

区分の名称	内容
重点型	認証を受けようとする団体等が行う保育等において、質、量ともに自然環境保育に重点を置いて取り組んでいるものとして、知事が認証した活動を行っている団体等
普及型	認証を受けようとする団体等が行う保育等において、他の保育等のプログラムと合わせて自然環境保育にも積極的に取り組んでいるものとして、知事が認証した活動を行っている団体等

(事務局より)

広島県が「Ⅰ型」、長野県が「特化型」としている区分の名称を「重点型」としてみました。  
 広島県が「Ⅱ型」、長野県が「普及型」としている区分の名称は、長野県に合わせて「普及型」としています。

ほかに適当な名称があれば、ぜひ御教示ください。

##### (2) 認証基準

知事が行う認証に係る基準（以下「認証基準」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

#### 第4条（認証区分及び認証基準）

認証区分は次の各号に定めるとおりとし、認証に係る基準（以下「認証基準」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

##### (1) Ⅰ型

日々の保育等において、充実した自然体験活動を実施している団体

##### (2) Ⅱ型

日々の保育等において、自然体験活動を積極的に取り入れている団体

#### 第7（認定基準及び認定の区分）

知事は、別表2に定める認定基準に適合していると認めるときは、信州型自然保育と認定するものとする。

2 知事は、前項の認定に当たっては、認定を受けようとする者が行う自然保育の活動内容に応じて、次の表に規定する信州型自然保育のいずれかの区分により認定するものとする。

認定の区分	活動内容
信州型自然保育（特化型）	認定を受けようとする者が行う保育等において、質、量ともに自然保育に重点を置いて取り組んでいるものとして、知事が認定した活動をいう。
信州型自然保育（普及型）	認定を受けようとする者が行う保育等において、他の保育等のプログラムと合わせて自然保育にも積極的に取り組んでいるものとして、知事が認定した活動をいう。

別表2（認証基準）

項目	基準	
認証区分	重点型	普及型
保育等の内容	<u>団体等は、保育所保育指針、幼稚園教育要領又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領により、子供の状況や発達過程を踏まえた教育・保育活動を行うこと。</u>	
自然体験活動	<p>1 3歳以上の子供について、自然体験活動の時間が、<u>平均しておおむね週10時間以上</u>となっていること。</p> <p>2 園の活動方針や指導計画等に、自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。</p>	<p>1 3歳以上の子供について、自然体験活動の時間が、<u>平均しておおむね週5時間以上</u>となっていること。</p> <p>2 園の活動方針や指導計画等に、自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。</p>
地域社会との連携	活動に当たっては、地域資源を活用し、地域住民の協力を得られるよう努めること。	
安全確保	<p>1 屋外で子供の体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。</p> <p>2 屋外で子供の体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。</p> <p>3 屋外で子供の体験活動を行う際に、緊急事態（地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ、保育者と保護者に周知していること。</p> <p>4 屋外で子供の体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。</p> <p>5 屋外で子供の体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との<u>複数の連絡方法</u>が書面又は電子メール等で確認されていること。</p> <p>6 子供及び保育者が傷害保険に加入していること。かつ、<u>団体等（公立を除く）として損害賠償責任保険に加入していること。</u></p> <p>7 申請日以前の2年間に、事故・災害が生じた際、医師や救急隊員に引き継ぐまでの間、子供の救命・応急手当等を行うために必要な知識に関する講習を受講したと認められる常勤の保育者がいること。</p>	
個人情報の保護	職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、子供や保護者の個人情報等、その他業務上知り得た情報を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。	
保育者の人数	<p>1 申請日時点の保育者と在籍する子供の人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。</p> <p>ただし、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）又はその他の届出保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている施設をいう。）にあつては、それぞれの従うべき基準によるものとする。</p> <p>(1) 満4歳以上の子供は、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(2) 満3歳以上満4歳未満の子供は、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(3) 満1歳以上満3歳未満の子供は、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(4) 満1歳未満の子供は、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。</p> <p>(5) 保育者は、常時2人以上いること。</p> <p>2 屋外において自然体験活動を実施する際は、上記(1)から(4)にかかわらず、保育者を必要に応じて加配（満3歳以上の子供にあつては、おおむね6人から10人に1人程度が望ましい）するなど、安全に配慮した人員を配置すること。</p> <p>3 1クラスにつき1名以上は、保育士資格又は幼稚園教諭の免許を有する者を配置すること。</p>	
研修（質の担保）	<u>1 県が開催する自然環境保育を行う上で必要な安全管理に関する研修に参加し、又は、参加する予定の常勤の保育者がいること。</u>	<u>1 県が開催する自然環境保育を行う上で必要な安全管理に関する研修に参加し、又は、参加する予定の常勤の保育者がいること。</u>

	<p>2 自然環境保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。</p> <p>3 保育者は、幼児の教育・保育を行う上で有効であると考えられる研修（一部の保育者がこれらの研修を受講し、当該保育者が他の保育者及び管理者に研修内容を伝達するものを含む。）を年1回以上受講すること。</p>	<p>2 保育者は、幼児の教育・保育を行う上で有効であると考えられる研修（一部の保育者がこれらの研修を受講し、当該保育者が他の保育者及び管理者に研修内容を伝達するものを含む。）を年1回以上受講すること。</p>
運営等	<p>1 1つのクラスにつき、3人以上30人以下とすること。  <u>ただし、幼稚園、保育所、認定こども園又はその他の届出保育施設にあっては、それぞれ従うべき基準によるものとする。</u>          なお、異年齢の子供であっても、常に合同で保育等を行う場合は、1つのクラスに編成することができるものとする。</p> <p>2 子供に食事を提供する際には、子供の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）に配慮するとともに、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。</p> <p>3 在籍する子供の発育や健康状態を適切に把握するよう努めること。</p> <p>4 職員の健康状態を適切に把握するよう努めること。</p> <p>5 感染症や食中毒等が発生した場合、又はこれらの疑いがある事態が発生した場合は、速やかに医療機関その他の関係機関との連携を図るなど、適切に対応すること。</p> <p>6 職員及び子供の状況を明らかにする帳簿を整備するよう努めること。</p>	
小学校との連携	<p>個々の子供の在籍に関する事、健康状態に関する事及び育ちに関する事等について記録を作成するとともに、在籍する子供の就学に際して、当該小学校等と子供に関する情報共有や交流を図ること。          なお、交流にあたっては、自然体験活動を通じた交流の機会の確保など、小学校との積極的な連携を図ることが望ましい。</p>	

※広島県の認証基準と異なる点について、アンダーラインで示しています

\* 広島県

項目	基準	
	I 型	II 型
保育等の内容	1 保育所保育指針、幼稚園教育要領又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領を尊重し、子供の状況や発達過程を踏まえた教育・保育活動を行うこと。	
自然体験活動	1 3歳以上の子供について、屋外を中心とした自然体験活動の時間が、平均して週10時間以上となっていること。 2 園の活動方針や指導計画等に、自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。	1 3歳以上の子供について、屋外を中心とした自然体験活動の時間が、平均して週5時間以上となっていること。 2 園の活動方針や指導計画等に、自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。
野外での活動場所	1 屋外での自然体験活動に使用できる場所（自然フィールド）が園庭以外にあり、季節や天候に応じて様々な自然体験活動ができること。	1 屋外での自然体験活動に使用できる場所（自然フィールド）が園庭以外にあり、季節や天候に応じて様々な自然体験活動ができること。ただし、園庭において多様な自然体験活動が実施できる場合は、この限りではない。
地域社会との連携	1 活動に当たっては、地域資源を活用し、地域住民の協力を得られるよう努めること。	
安全確保	1 屋外で子供の体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。 2 屋外で子供の体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。 3 屋外で子供の体験活動を行う際に、緊急事態（地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ、保育者と保護者に周知していること。 4 屋外で子供の体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。 5 屋外で子供の体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。 6 子供及び保育者が傷害保険に加入していること。かつ、団体として損害賠償責任保険に加入していること。 7 申請日以前の2年間に、事故・災害が生じた際、医師や救急隊員に引き継ぐまでの間、子供の救命・応急手当等を行うために必要な知識に関する講習を受講したと認められる常勤の保育者がいること。	
個人情報の保護	1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、子供や保護者の個人情報等、その他業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。	
保育者の人数	1 申請日時点の保育者と在籍する子供の人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。 ただし、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）又はその他の届出保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている施設をいう。）にあっては、それぞれの従うべき基準によるものとする。 (1) 満4歳以上の子供は、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。 (2) 満3歳以上満4歳未満の子供は、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。 (3) 満1歳以上満3歳未満の子供は、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。 (4) 満1歳未満の子供は、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。 (5) 保育者は、常時2人以上いること。 2 屋外において自然体験活動を実施する際は、上記(1)から(4)に関わらず、保育者を必要に応じて加配（満3歳以上の子供にあっては、おおむね6人から10人に1人程度が望ましい）するなど、安全に配慮した人員を配置すること。	

	3 1 クラスにつき1名以上は、保育士資格又は幼稚園教諭の免許を有する者を配置すること。	
研修（質の担保）	<p>1 自然保育を行う上で有効であると考えられる 外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。</p> <p>2 保育者は、幼児の教育・保育を行う上で有効であると考えられる研修（一部の保育者がこれらの研修を受講し、当該保育者が他の保育者及び管理者に研修内容を伝達するものを含む。）を年1回以上受講すること。</p>	<p>1 保育者は、幼児の教育・保育を行う上で有効であると考えられる研修（一部の保育者がこれらの研修を受講し、当該保育者が他の保育者及び管理者に研修内容を伝達するものを含む。）を年1回以上受講すること。</p>
運営等	<p>1 1つのクラスにつき、3人以上30人以下とすること。 なお、異年齢の子供であっても、常に合同で保育等を行う場合は、1つのクラスに編成することができるものとする。</p> <p>2 子供に食事を提供する際には、子供の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）に配慮するとともに、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。</p> <p>3 在籍する子供の発育や健康状態を適切に把握するよう努めること。</p> <p>4 職員の健康状態を適切に把握するよう努めること。</p> <p>5 感染症や食中毒等が発生した場合、又はこれらの疑いがある事態が発生した場合は、速やかに医療機関その他の関係機関との連携を図るなど、適切に対応すること。</p> <p>6 職員及び子供の状況を明らかにする帳簿を整備するよう努めること。</p>	
小学校との連携	<p>個々の子供の在籍に関すること、健康状態に関すること及び育ちに関すること等について記録を作成するとともに、在籍する子供の就学に際して、当該小学校等と子供に関する情報共有や交流を図ること。 なお、交流にあたっては、自然体験活動を通じた交流の機会の確保など、小学校との積極的な連携を図ることが望ましい。</p>	

\* 長野県

（別表2） 信州型自然保育認定制度 認定基準 （実施要綱 第7 関連）

- 1 設置者及び保育等の責任者（施設長）が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。
- 2 園の設立の日及び保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、1日4時間以上開所し、週の合計開所時間が20時間以上であり、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。
- 3 適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。
- 4 申請日の属する年度の前年度及び前々年度において、各月、在籍する子どものうち、利用する子どもの延人数の総数を平日の日数で除した人数が4人以上であり、かつ、年間の子どもの平均利用人数が6人以上であること。  
ただし、認可園はこの限りではない。  
※ 在籍している子どものうち、傷病及び忌引きで欠席している子どもは利用人数に含めるものとする。
- 5 屋外等での子どもの体験活動が、毎月計画的に実施されていること。
- 6 屋外での子どもの自然体験活動に使用できる場所が園庭以外にあること。かつ、優先的に使用できるよう配慮されていること。
- 7 信州型自然保育（特化型）にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計15時間以上行われていること。  
信州型自然保育（普及型）にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計5時間以上行われていること。
- 8 申請日時点の保育者と在籍する子どもの人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。
  - ① 満4歳以上の子どもは、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。
  - ② 満3歳以上満4歳未満の子どもは、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。
  - ③ 満1歳以上満3歳未満の子どもは、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。
  - ④ 満1歳未満の子どもは、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。

- ⑤ 保育者は、常時2人以上いること。
- ⑥ 常勤、非常勤を問わず、保育者の半数以上の者が、保育士又は幼稚園教諭又は保育教諭の資格を有する者であること。
- 9 県が作成した「信州型自然保育ガイド」あるいはHP版を保育者及び保護者がいつでも見られるようにしてあること。
- 10 申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。
- 11 申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる研究保育や対外的な事例発表等を行った常勤の保育者がいること。
- 12 申請日以前の1年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を行っていること。
- 13 信州型自然保育（特化型）にあつては、保育等関係施設において、通算2年以上、自然体験活動の指導経験を有する常勤の保育者が半数以上いること。
- 14 屋外等での子どもの体験活動の記録を、広報紙やホームページ等を通じて公開していること。
- 15 信州型自然保育（特化型）にあつては、申請日以前の2年間に、次の各号の安全管理に関する専門講習のうち、いずれかを受講した保育者が2人以上いること、かつ、保育者のうち少なくとも1人は常勤であること。
  - ① MFA「チャイルドケアプラス」
  - ② 上級救命講習 消防庁
  - ③ 幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社
  - ④ 小児救命救急法（EFR-CFC）
  - ⑤ 普通救命講習Ⅲ 消防本部（局）
  - ⑥ 赤十字救急法基礎講習 日本赤十字社
  - ⑦ 赤十字救急法救急員養成講習 日本赤十字社
 ただし、⑤、⑥、⑦については、令和元年度までに受講した場合に限る。
- 16 屋外等で子どもの体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。
- 17 屋外等で子どもの体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。
- 18 屋外等で子どもの体験活動を行う際に、緊急事態（地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ、保育者と保護者に周知していること。
- 19 屋外等で子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。
- 20 屋外等で子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。
- 21 園として子ども及び保育者の傷害保険に加入し、かつ、損害賠償責任保険に加入していること。ただし、公立園にあつては保育者の傷害保険、損害賠償責任保険の加入はこの限りではない。
- 22 地域住民と交流する機会を設けていること。
- 23 在籍する子どもの小学校や特別支援学校入学に際して、当該小学校や特別支援学校と子どもに関する情報共有や交流を図っていること。
- 24 子どもの個人情報保護についての規程があること。かつ、その規程の中で、子どもの活動記録を公開する際に、事前に保護者の同意を得ることを要することを規定していること。 \_

## 5. 認証の申請等

### (1) 申請書類

本制度の認証を受けようとする団体等は、認証申請書(様式第1号)及び実施計画書(様式第2号)に必要書類を添付して、知事が定める日までに申請しなければならない。

(事務局より)

認証申請書、実施計画書ともに広島県に準じる予定です。

(事務局より)

認可施設については、県に毎年度提出することとなっている現況報告書の添付書類と重複する書類について、添付不要とする予定です。

認可外施設については、県に毎年度提出することとなっている運営状況報告書の添付書類と重複する書類について、添付不要とする予定です。

また、認可施設、認可外施設ともに、政令市、中核市に所在する施設については、それぞれ所在する市に上記の報告書を提出することとなっており、県で把握できないため、認可施設については現況報告書及び添付書類の写しを、認可外施設については、運営状況報告書及び添付書類の写し(それぞれ直近のもの)の提出を求める予定です。

### (2) 添付書類

#### (ア) すべての団体等

① 様式第1号別紙(欠格要件に該当していないことの確認書)

② 園庭以外の自然体験活動場所の図面及び写真

- ・ 活動場所の全体図
- ・ 活動場所の付近の見取図(目標となる地物が記載されている縮尺のもの)
- ・ 撮影方向の異なる活動場所の写真3枚以上

(注)活動場所が複数ある場合はそれぞれ上記の図面及び写真が必要

③ 自然体験活動における安全管理に関する規定が記載されている書類(安全管理マニュアル等)及び団体等(公立を除く)が加入している自然体験活動に関する保険証書の写し

(注)安全管理を定めた書類には、以下の項目が記載されていることが必要です。

- ・ 自然体験活動に係る団体等の職員全体の役割分担
- ・ 自然体験活動における事故予防対策の内容(各活動場所までの移動経路の図面(危険箇所を明示したもの)、各活動場所全体図(子どもの活動範囲及び危険箇所を明示したもの)、各活動場所の遊具等設備の状況、各活動場所又は各活動において年齢別、発達別に特に考慮すべき事項)
- ・ 各活動場所における保育者の配置体制
- ・ 自然体験活動中及び活動終了時点の子どもの人数把握方法
- ・ 事故発生時の初期対応及び保護者、病院その他関係機関への連絡方法
- ・ 地震や悪天候の場合の避難などの対応及び保護者、病院その他関係機関への連絡方法
- ・ 保育者の自然体験活動に関する資格や研修受講履歴

(事務局より)

安全管理マニュアルには、事故が起こってからの対応だけでなく、いかに未然に事故を防ぐかという対策についても記載を求めることとしました。

- ④ 保育等の事業の周知のために配布しているパンフレット、募集要項等の説明資料

(注)作成していなければ添付不要

(イ) 認可施設（政令市、中核市に所在する施設）

上記（ア）のほか、直近の現況報告書及び添付書類の写し

(ウ) 認可外施設（政令市、中核市以外の市町村に所在する施設）

上記（ア）のほか、

① 決算関係書類の写し

- ・ 申請日の属する年度の前年度及び前々年度の決算関係書類の写し（財務諸表、収支計算書など）

(注)団体等の設置者が法人の場合で、申請する団体等に限った決算関係書類がない場合は、当該法人の決算書類の写しで可

② 保育の計画に関するもの

- ・ 申請団体等における保育の基本的な方針や、見通しをもって保育を行っていることが分かるもの（全体的な計画（教育課程又は保育課程）など）
- ・ 保育の記録の様式

③ 個人情報等の取扱いに関する措置について

- ・ 個人情報等の取扱いに関して必要な措置を講じていることが分かるもの（内規、宣誓書、就業規則の写し など）

(エ) 認可外施設（政令市、中核市に所在する施設）

上記（ア）（ウ）のほか、毎年度、市へ提出している認可外保育施設運営状況報告書及び添付書類の写し（直近のもの）

(注)運営状況報告書の写しには、次の書類が添付されていることを確認してください。

- ・ 開所時間、休業日、料金等が記載された書類（園則、管理運営規程、利用料金表など）
- ・ 日々の保育者数が分かる資料（月間勤務予定表、シフト表 など）
- ・ 団体等の代表者及び保育等の責任者、その他職員の氏名、職名及び勤務形態等が分かるもの（職員名簿、定款、約款など）
- ・ 有資格者の職員について、資格を証する書類（保育士登録証 など）の写し
- ・ 団体等の保育者の研修の修了証
- ・ 施設の平面図

(オ) 施設を有さずに保育等を行っている団体等

① 次に掲げる事項がわかる書類の写し

- ・ 保育等の時間、休業日、料金等が記載された書類（管理運営規程、利用料金表など）
- ・ 日々の保育者数が分かる資料（月間勤務予定表、シフト表 など）
- ・ 団体等の代表者及び保育等の責任者、その他職員の氏名、職名及び勤務形態等が分かるもの（職員名簿、定款、約款など）
- ・ 有資格者の職員について、資格を証する書類（保育士登録証 など）の写し
- ・ 団体等の保育者の研修の修了証

(事務局より)

施設を持たずに保育活動を行っている団体については、認可外施設でもないため、認可外施設に提出が義務付けられている運営状況報告書に準じた内容の書面の提出を求める予定です。



- ② 決算関係書類の写し
  - ・ 申請日の属する年度の前年度及び前々年度の決算関係書類の写し（財務諸表、収支計算書など）
  
- ③ 保育等の計画に関するもの
  - ・ 申請団体等における保育等の基本的な方針や、見通しをもって保育等を行っていることが分かるもの（全体的な計画（教育課程又は保育課程） など）
  - ・ 保育等の記録の様式
  
- ④ 個人情報等の取扱いに関する措置について
  - ・ 個人情報等の取扱いに関して必要な措置を講じていることが分かるもの（内規、宣誓書、就業規則の写し など）

#### 第5条（認証の申請及び審査等）

認証を受けようとする者は、認証申請書（様式第1号）及び実施計画書（様式第2号）に必要書類を添付して、知事が別に定める日までに申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、認証又は不認証の決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証の決定をしたときは、認証書（様式第3号）を交付するものとする。
- 4 知事は、第2項の規定により不認証の決定を行ったときは、その旨を通知するものとする。

#### 第6（申請書類等）

信州型自然保育の認定の申請をしようとする者は、別に定める受付期間に、次の各号に掲げる申請書類を正副各1部、知事に提出しなければならない。

- ① 申請書
  - ② 申請要件確認書
  - ③ 認定基準確認書
  - ④ 活動説明書
  - ⑤ 活動説明書の根拠となる記録その他の知事が必要と認める書類
- 2 前項の受付期間は、認定を受けようとする者の次年度の子どもの入園募集等に信州型自然保育の認定を受けたことを活用できるよう配慮して、毎年度定めるものとする。

## 6. 認証等

### (1) 認証

知事は、第〇条の規定によりなされた申請が、別表1の申請者の要件を満たし、かつ、別表2に定める認証基準に適合していると認めるときは、千葉県自然環境保育認証団体（以下「認証団体」という。）として認証を行い、申請者に認証書を交付するものとする。

### (2) 認証しない場合

知事は、第1項の規定によりなされた申請に係る認証をしないときは、速やかにその旨及び理由を申請者に通知するものとする。

（事務局より）

千葉県の他の制度で「不認証の決定」という行為が（調べた限りでは）なかったため、「認証をしないとき」としています。

#### 第5条（認証の申請及び審査等）【再掲】

認証を受けようとする者は、認証申請書（様式第1号）及び実施計画書（様式第2号）に必要書類を添付して、知事が別に定める日までに申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、認証又は不認証の決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証の決定をしたときは、認証書（様式第3号）を交付するものとする。
- 4 知事は、第2項の規定により不認証の決定を行ったときは、その旨を通知するものとする。

#### 第9（認定証の交付等）

知事は、信州型自然保育の認定をしたときは、認定を受けた者に「信州型自然保育（特化型）認定証」又は「信州型自然保育（普及型）認定証」を交付するものとする。

- 2 第7第1項の規定による認定は、認定を受けようとする者が行う自然保育の活動内容が、信州型自然保育の基本理念に基づいたものであることを認定するものであり、この認定をもって園の設立や活動の許認可等特別の地位を付与するものではない。
- 3 知事は、信州型自然保育の認定をしたときは、認定を受けた者が提出した申請書類を原則として公開するものとする。

## 7. 認証の有効期間

- (1) 認証の有効期間は、初回の認証を受けた場合にあつては認証を受けた日から起算して3年間とし、認証の更新を行った場合にあつては5年間とする。
- (2) 認証の更新を希望する団体等は、前項の期間の満了の日の3ヶ月前までに認証更新申請書（様式第〇号）及び実施計画書（様式第〇号）に必要書類を添付して、知事の認証を受けなければならない。
- (3) 更新申請に係る知事の認証等については、6. 認証等（1）（2）を準用する。

（事務局より）

長野県に準じて、更新の規定を設けることとしています。  
（職員の配置状況や安全管理マニュアルのアップデート状況等を確認したいため）

※ ひろしま自然保育認証制度に認証の有効期間の規定なし

（認定の有効期間）

- 第10 第7 第1 項の規定による認定の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年間とし、認定証に明記するものとする。
- 2 信州型自然保育の認定の更新を希望する者は、前項の期間終了の3か月前までに知事に更新の申請をし、その更新の認定を受けなければならない。この場合において、更新を希望する者の申請要件及び更新の手続きについては、第5から第9までの規定を準用する。

## 8. 変更申請及び届出

### (1) 変更申請が必要な場合

認証団体が認証区分を変更しようとする場合、認証区分変更申請書（様式第〇号）及び実施計画書（様式第〇号）に必要書類を添付して、知事の認証を受けなければならない。

（事務局より）

区分を変更しようとする場合には、広島県に準じて変更申請を提出してもらい、改めて審査することとしています。

### (2) 変更申請に係る認証等

変更申請に係る知事の認証等については、5. 認証の申請等（1）（2）を準用する。

### (3) 変更の届出が必要な場合

認証団体等が、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、認証内容変更届出書（様式第〇号）を変更後1月以内に知事に提出するものとする。

（事務局より）

「届出」であり、事前の県の承認等は不要のため、「変更後1月以内」としています。

届出事項である「次の各号」について、整理が間に合っておりませんが、法令に定める変更届出事項については、届出不要とする予定です。

## 第6条（認証区分の変更申請）

認証を受けた者（以下「認証団体」という。）は、認証区分を変更しようとするときは、認証区分変更申請書（様式第4号）及び実施計画書（様式第5号）に必要書類を添付して、知事が定める日までに申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、前条第2項から第4項に定めるとおり、認証又は不認証の決定をし、通知するものとする。

## 第8条（認証内容の変更）

認証団体は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、認証内容変更届出書（様式第6号）を変更しようとする日の1月前までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 認証団体の設置者（設置者が法人の場合にあっては、その代表者を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、認証申請書に記載した事項

## 第11条（認定内容の変更）

信州型自然保育の認定（認定の更新を含む。以下同じ。）を受けた者は、認定を受けた後、第6第1項第1号から第4号までに掲げる書類に記載した事項（軽微な変更として別に定める事項を除く。）に変更が生じた場合には、所定の変更届を知事に提出しなければならない。

## 9. 審査における意見聴取

- (1) 知事は認証申請を審査する際に、必要に応じて、次に掲げる事項を行うものとする。
- ① 有識者に意見を求めること
  - ② 前号の有識者又は職員をして現地確認させること
- (2) 前項に規定する有識者は、自然環境保育に係る専門的な知見を有すると認められる者から、前項に定める意見聴取を行う都度、知事が選任する。

(事務局より)

認証申請の審査については、広島県に準じ、必要に応じて有識者から意見を伺うこととしています。また、認証前であっても、県職員が申請団体等の施設や活動場所に立ち入ることについて、この規定により行えることとしています。

### 第7条（有識者による現地確認）

- 知事は、第5条第2項及び第6条第2項の決定を行うにあたり、必要に応じて、有識者に意見を求めるとともに、現地の確認を行うものとする。
- 2 前項に規定する有識者は、自然保育に係る専門的な知見を有すると認められる者から知事が選任する。
  - 3 前項に規定する有識者は、第1項に定める意見聴取及び現地確認を行う都度、知事が任命する。

### 第8（認定懇談会）

- 県は、信州型自然保育の認定をするに当たり、信州型自然保育認定懇談会（以下、「認定懇談会」という。）を開催して、意見を求めるものとする。
- 2 認定懇談会は、認定の可否及び認定の区分の検討に当たり、必要に応じて現地視察を行う。県はその意見を聴取する。
  - 3 認定懇談会の構成員は4名とし、学識経験者等のうちから、県が依頼する。
  - 4 会議は、認定に関する意見を構成員に求めるための必要とする時期に開催するものとする。
  - 5 認定懇談会に座長を置く。
  - 6 第3項から前項までに規定するもののほか、認定懇談会の運営に関する事項は、別に定める。

## 10. 調査等

- (1) 知事は、認証団体等の自然環境保育に関して重大な事故が発生した場合又は認証基準を満たしていないおそれがあると認められる場合には、当該認証団体等に対し必要な事項の報告並びに必要な書類の提出を求めるほか、団体等の関係者に対して質問し、若しくはその団体等の現地調査を行うことができる。
- (2) 知事は、前項の規定により調査等を行った結果、認証団体等が認証基準を満たしていないと認めるときは、当該認証団体等に対して必要な助言、指導を行い、改善を求めることができる。

(事務局より)

認証後の団体等への立入りを含めた行政指導に関する規定になります。

「重大な事故」については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月11日付け内閣府・文科省・厚労省連名通知)にある「死亡事故」「治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故」と同義です。

「重大な事故」について、認可施設及び認可外施設についてはそれぞれ所定の様式により県に報告することとなっていますので、重複しないよう「必要な事項の報告」「必要な書類の提出」を求めることとしています。  
(政令市、中核市については県に報告が上がってこないため、市に提出した報告書及び添付書類の写しの提出を求めることとなり、施設を有しない保育団体等については、認可外施設に準じた報告書及び添付書類の提出を求めることとなります。)

### 第9条(確認等)

知事は、重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情若しくは相談が寄せられている場合等であって、認証団体に問題があると認められるときは、随時、現地確認等を実施するものとする。

### 第13(認定の取消等)

知事は、信州型自然保育の認定を受けた者が行う自然保育が申請要件又は認定基準を満たしていないと思われる場合には、認定を受けた者に質問し、必要な事項の報告若しくは必要な書類の提出を求め、又は現地調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により調査等を行った結果、信州型自然保育の認定を受けた者が行う自然保育が申請要件又は認定基準を満たしていないと判断した場合には、申請要件及び認定基準を満たすよう助言し、指導するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による助言及び指導を行ってもなお改善されない場合には、信州型自然保育の認定を取り消すことができるものとする。

## 11. 認証の辞退

認証団体等が、認証が不要となった場合には、認証辞退届（様式第〇号）に認証書を添えて、知事に提出しなければならない。

（事務局より）

千葉県以外の制度で「返上」という言葉が（調べた限りでは）使用されていなかったため、「辞退」としています。

### 第10条（認証の返上）

認証団体が、認証を返上しようとする場合は、返上届（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の返上届には、第5条第3項の規定により交付を受けた認証書を添付するものとする。

### 第12条（認定の返上）

信州型自然保育の認定を受けた者が、当該認定を返上しようとする場合には、所定の返上届を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の返上届には、交付を受けた認定証を添付するものとする。

## 12. 認証の取消し

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 認証基準に適合しなくなったとき
- (3) 10(2)の知事の助言、指導に従わなかったとき

(事務局より)

広島県を基に整理しました。広島県の(3)の基準がはっきりしなかったため、(3)については長野県の規定に合わせました。

### 第11条(認証の取消し)

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 認証基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、認証を取り消すことが適当であると認められるとき。

### 第13条(認定の取消等)【再掲】

知事は、信州型自然保育の認定を受けた者が行う自然保育が申請要件又は認定基準を満たしていないと思われる場合には、認定を受けた者に質問し、必要な事項の報告若しくは必要な書類の提出を求め、又は現地調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により調査等を行った結果、信州型自然保育の認定を受けた者が行う自然保育が申請要件又は認定基準を満たしていないと判断した場合には、申請要件及び認定基準を満たすよう助言し、指導するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による助言及び指導を行ってもなお改善されない場合には、信州型自然保育の認定を取り消すことができるものとする。



### 13. 県の役割

県は、自然環境保育の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- ① 認証団体等の名称、所在地及び自然環境保育に関する活動内容等を県内外に積極的に情報提供すること
- ② 自然環境保育の安全性の向上等に資する研修会を開催すること
- ③ 認証団体等や自然環境保育に関心を有する者が相互に学び合い、交流できる場を設けること
- ④ 認証団体等が行う自然環境保育に係る活動費用の一部を支援すること
- ⑤ その他認証団体等に対し、第 13 条に示す事項に関する助言又は支援を行うこと

(事務局より)  
広島県を基に整理しました。

#### 第 12 条 (県の役割)

県は、自然保育の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- (1) 認証団体の名称、所在地及び自然保育に関する活動内容等を県内外に積極的に情報提供する。
- (2) 自然保育の充実を図るため、認証団体や自然保育に関心を有する者が相互に学び合い、交流できる研修会等を開催する。
- (3) その他、認証団体に対し、第 12 条に示す事項に関する助言又は支援を行う。

#### 第 14 条 (県の取組)

知事は、信州型自然保育認定制度の公正な運用に努めるとともに、信州型自然保育の認定を受けた者の名称及び所在地、その自然保育に関する活動内容等を県内外に積極的に情報提供するものとする。

- 2 知事は、信州型自然保育の基本理念や活動事例等に関する情報を発信するため、「信州型自然保育ガイド」を発行するものとする。
- 3 知事は、信州型自然保育認定制度の普及と自然保育の充実を図るため、信州型自然保育の認定を受けた者が相互に学び合い、交流できる研修会を開催するものとする。
- 4 知事は、保育等を行う者と小学校や特別支援学校の関係者が、自然保育について学び合うことのできる研修等の場の提供を行うものとする。

## 14. 認証団体等の役割

認証団体等は、自然環境保育の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- ① 広報紙やホームページ等において、保育等の体制や自然環境保育に関する活動内容を公開するほか、施設内の見やすい場所に認証書を掲示すること。
- ② 県その他の者が実施する自然環境保育に関する研修会に参加すること。
- ③ 自然環境保育に関する活動内容を記録に残し、保育者の情報共有や学び合いの際に提供するとともに、県から要請があった場合には、県が行う調査研究に協力すること。
- ④ 団体等が行う活動について、保護者や市町村、地域住民等からの問い合わせ等があった場合には誠実に対応すること。
- ⑤ 小学校との積極的な連携について配慮すること。
- ⑥ 認証団体等のうち、施設を有さずに保育等を行っている団体にあつては、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「指導監督基準」の趣旨を踏まえた運営を行うこと。

（事務局より）

⑥について、千葉県の認可外保育施設指導監督実施要綱では、指導監督基準を国の指導監督基準によるものとしているため、「国通知の趣旨を踏まえた運営を行うこと」としています。

### 第13条（認証団体の役割）

認証団体は、毎年度、活動報告書（様式第8号）を作成し、翌会計年度の4月末日（ひろしま自然保育運営支援事業補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の実績報告書の提出期限）までに県へ提出するものとする。

- 2 前項のほか、認証団体は、自然保育の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。
- （1）広報紙やホームページ等において、保育等の体制や自然保育に関する活動内容を公開する。
- （2）自然保育に関する活動内容を記録に残し、保育者の情報共有や学び合いの際に提供するとともに、県から要請があった場合には、県が行う調査研究に協力する。
- （3）団体が行う活動について、保護者や市町村、地域住民等からの問い合わせ等があった場合には丁寧に説明する。
- （4）小学校との積極的な連携を図るよう配慮する。
- （5）認証団体のうち、行政庁に対し、保育を行うことについての申請、届出又はこれらの行為を行っていない者にあつては、認可外保育施設指導監督実施要綱（平成14年10月1日広島県制定）別紙「認可外保育施設指導監督基準」の趣旨を踏まえた運営を行うよう努める。

### 第15条（認定を受けた者の取組）

信州型自然保育の認定を受けた者は、信州型自然保育の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- ① 信州型自然保育認定証を施設内の見えやすいところに掲示するとともに、認定を受けた者であることを広報紙やホームページ等に記載するなど、信州型自然保育認定制度について周知すること。
- ② 県その他の者が実施する自然保育に関する研修会に、所属する保育者を毎年度参加させること。
- ③ 広報紙やホームページ等において、保育等の体制や自然保育に関する活動内容を公開すること。
- ④ 自然保育に関する活動内容を記録に残し、保育者等の情報共有や学び合いの際に提供するとともに、県から要請があった場合には、県が行う調査研究に協力すること。
- ⑤ 自然保育に関する活動について、保護者や市町村、地域住民等からの問い合わせ等があった場合には丁寧に説明すること。
- ⑥ 在籍する子どもが義務教育に滞りなく移行できるよう、小学校や特別支援学校との連携を図ること。

## 15. 活動実績報告

認証団体等は、毎年度、活動報告書（様式第〇号）を作成し、当該活動報告書に係る事業年度終了後3ヶ月を経過する日までの間に、知事に提出しなければならない。

（事務局より）

ここでいう「活動報告書」は、広島県に準じ、県ホームページで公開可能なものとして作成、提出を求めるものです。

補助金交付申請に添付する書類（実績報告書等）については、別途規定します。

### 第13条（認証団体の役割）【再掲】

認証団体は、毎年度、活動報告書（様式第8号）を作成し、翌会計年度の4月末日（ひろしま自然保育運営支援事業補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の実績報告書の提出期限）までに県へ提出するものとする。

2 前項のほか、認証団体は、自然保育の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

（次の各号略）

### 第16条（報告の義務）

信州型自然保育の認定を受けた者は、事業年度終了後3ヶ月を経過するまでの間に、前事業年度に行った自然保育について、所定の活動報告書を提出しなければならない。

## 16. 雑則

この要綱に定めるもののほか、この制度の運用に関し必要な事項は別に定める。

### 第14条（雑則）

この要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

### 第17（雑則）

この要綱に定めるもののほか、この制度の運用に関して必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年10月10日から施行する。

### 附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。